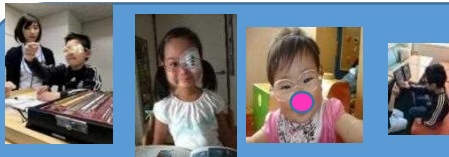


視能訓練士 (1971年に視能訓練士法 制定)
有資格者 15,351名 (2018.12.31)
国家試験合格者数 16,199名 (2019.3.31)

公益社団法人 日本視能訓練士協会 会員 6,700名 (2019.5.31現在)



視能矯正

弱視や斜視への視能矯正



眼科一般視機能検査

視力・視野検査、画像診断検査
眼鏡検査等、多岐にわたる



ロービジョンケア

視覚障害を持つ方への
残存する視機能の最大限に
活用する

健診（検診）業務

三歳児健診や公的検診の
視覚検査への参画



(※コメディカル等団体用)

タスク・シフティング 推進に関するヒアリング

2019/6/17



1. 現在医師や医師以外の職種が担う業務のうち、(視能訓練士)に移管可能な業務について

	業務内容	現行実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	白内障及び屈折矯正手術におけるオペレーター業務	臨床工学士、医師	オペレーター業務の約100%	現行法では明確に示されていない手技であるが、眼科専門医の指導、関連学会主催の研修会やトレーニングを必須として移管が可能と思われる。
2	脳障害、外傷、高次機能障害などの後遺症に対する視機能回復訓練	作業療法士、理学療法士	視機能回復訓練の約80%	現行法のもと（視能訓練士）が実施可能な行為であるが、業務移管が進んでいないため。また視機能回復については専門的な視機能の評価と視能訓練を実施することが視機能回復、さらに身体的機能回復によりADLの回復につながる。視機能回復という点については現状でも他職種では困難なことが多く、視機能訓練は視能訓練士、身体機能回復には理学療法士、作業療法士とチーム医療として取り組むべき分野である。 (残りの20%は視覚と身体の連動という点においては訓練内容を多職種で行う必要がある)
3	地域包括システムにおける訪問時の視機能検査業務および視機能評価	ケアマネジャー、看護師	視機能検査業務および視機能評価の約80%	現行法のもと（視能訓練士）が実施可能な行為であるが、業務移管が進んでいないため。近年、持ち運び可能な検査機器が開発され、在宅での視機能検査の実施が可能となった。視能訓練士が視機能管理を行うことで遠隔地医療や在宅医療の質を向上させることができる。
4	検診業務における視機能管理業務	医師、看護師、保健師	視機能検査業務および視機能評価の100%	現行法のもと（視能訓練士）が実施可能な行為であるが、業務移管が進んでいないため。眼科検診においては各検査結果についての眼科受診の判断基準を関連学会で検討し定めることができれば眼科検診については視能訓練士のみで実施することができる。

2. 現在(視能訓練士) が担う業務のうち、他職種に移管可能な業務について

	業務内容	移管先 実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	該当なし			

3. 新たに業務移管を受けた際の質の確保について

	業務内容	質確保対策案
1	白内障及び屈折矯正手術におけるオペレーター業務	業務開始に際し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師(眼科専門医)から直接の指導を合計数時間及び研修会、トレーニングを受ける ・ 当該医師から実施可能の承認を受ける ・ 行為を行う医療機関における手術実績などの指定条件を決めオペレーター行為を行うことを許可する
2	脳障害、外傷、高次機能障害などの後遺症に対する視機能回復訓練	生涯教育制度を活用し継続的に専門領域についての知識と訓練技術の維持向上を確認していく。視能訓練士に対する医師の指示、作業療法士、理学療法士との連携をとる仕組みの確立
3	地域包括システムにおける訪問時の視機能検査業務および視機能評価	臨床経験5年以上でなおかつ生涯教育制度での認定資格の更新制度を活用する、医師の指示および視機能検査・視機能評価後に地域包括システムの中で医師および患者さんにフィードバックされるような仕組みの確立、
4	検診業務における視機能管理業務	臨床経験5年以上でなおかつ生涯教育制度での認定資格の更新制度を活用する、医師の指示および視機能検査・視機能評価のシステムの確立

4. タスクシフト推進に関する課題について

	業務内容	課題
1	白内障及び屈折矯正手術におけるオペレーター業務 脳障害、外傷、高次機能障害などの後遺症に対する視機能回復訓練	現在の養成課程では、これらの業務に関する教育を受けていない、または不十分なため、今後養成課程のカリキュラムに組み込むことを検討する。既有資格者が、当該業務を行うに際して、手術に関するオペレーター業務については新たに手技等訓練を行う必要があると考え、関連学会と研修制度を含めて合議する必要がある。
2	地域包括システムにおける訪問時の視機能検査業務および視機能評価 検診業務における視機能管理業務	視能訓練士は有資格者数が需要に対応できない状況が続いており、マンパワーが不足している。また国立、公立に養成機関がなく、優秀な人材の確保が困難な状況にある。医師の業務軽減を現実的に行っていくためにはマンパワーや優秀な人材の確保はもっとも重要な課題である。

在宅医療・遠隔医療

- ・ 視能訓練士が視機能検査
- ・ 検査結果送信
- ・ 医師が診断・治療方針の決定
- ・ 視能訓練士が医師-患者サポート



医師不足・負担軽減
医療費および介護費の軽減（再診減）

手術に関するオペレータ業務

- ・ 視能訓練士が検査を実施し医師の指示によるデータ入力までを一括に管理
- ・ 医師は入力データの確認、手術に集中



医師不足・負担軽減
より安全性の高い医療の実現

診断



治療

検診での視機能管理

- ・ 視能訓練士が視機能検査
- ・ 判定基準に基づいて病院受診を判断
- ・ 視能訓練士による視機能に関する機能維持向上のサポート



医師不足・負担軽減
早期発見による医療費軽減

脳機能障害に対する視機能訓練

- ・ 視能訓練士による的確な視機能評価と評価に基づく視能訓練の実施
- ・ 視能訓練からのADL回復のアプローチ



チーム医療を展開することで早期の回復
医療費の軽減

医師の負担を軽減した医療 - 福祉の連携